

防府市水産総合交流施設 道の駅 潮彩市場防府 出店者募集要項

1 募集の趣旨

防府市水産総合交流施設 道の駅 潮彩市場防府（以下、「潮彩市場」といいます。）は、水産業の振興と都市と漁村との交流の促進し、地域の活性化に資するために設置された施設です。施設には設置目的を達成するため、水産物、水産加工品、地元産品の販売や飲食物の提供ができるよう出店区画を設けていますが、現在、出店区画の一部が空き区画となっています。そうしたことから、潮彩市場を管理・運営する山口県漁業協同組合（以下、「組合」といいます。）では、次のとおり、潮彩市場の設置目的の達成に御協力いただける出店者を次のとおり募集します。

2 潮彩市場の概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 施設の所在 | 山口県防府市新築地町2番地の3 |
| (2) 施設構造 | 鉄骨造2階建 1,316.43㎡（店舗・飲食施設） |
| (3) 敷地面積 | 17,040㎡
駐車場147台（うち大型車9台、身障者用2台） |
| (4) 施設設置 | 防府市 |
| (5) 施設管理 | 指定管理者 山口県漁業協同組合 |
| (6) 休館日 | 水曜日、1月1日～1月4日 |
| (7) 開館時間 | 午前9時～午後6時 |

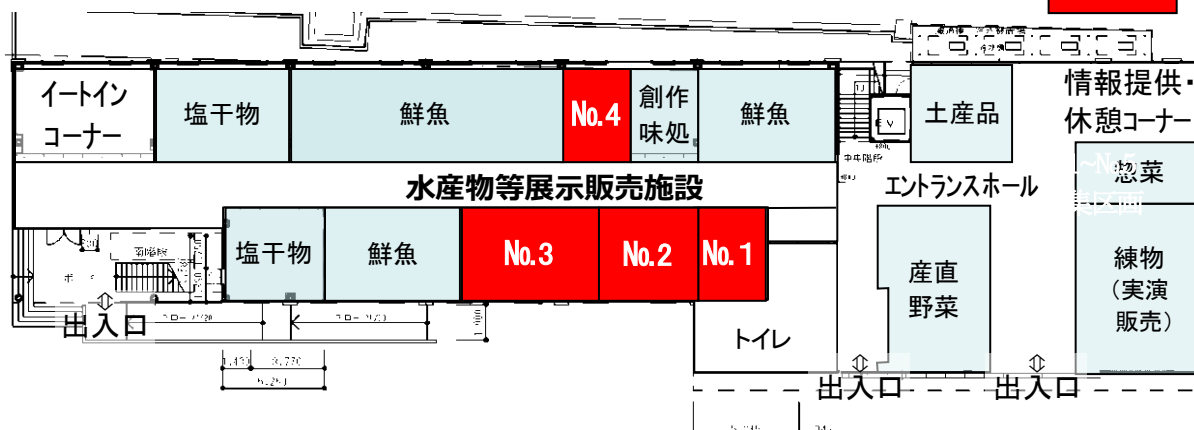


< 来館者数及び開館日数 >

平成28年度	586,878人	315日
平成29年度	620,143人	313日
平成30年度	676,985人	333日

3 募集区画、利用目的等

1階



No.	区画面積	利用料 (月額：①+②) ※	利用目的 (募集業種)
1	水産物等展示販売施設 17.50㎡(1.0区画)	①基本金額 31,000円 ②加算金額 (売上高の3%)	潮彩市場の設置目的に沿った食品関係等の展示販売 (飲食店は不可)
2	水産物等展示販売施設 26.25㎡(1.5区画)	①基本金額 46,500円 ②加算金額 (売上高の3%)	潮彩市場の設置目的に沿った食品関係等の展示販売 (飲食店は不可)
3	水産物等展示販売施設 35.00㎡(2.0区画)	①基本金額 62,000円 ②加算金額 (売上高の3%)	活魚・鮮魚等の魚介類の展示販売 プレハブ冷蔵庫の設置有
4	水産物等展示販売施設 17.50㎡(1.0区画)	①基本金額 31,000円 ②加算金額 (売上高の3%)	潮彩市場の設置目的に沿った食品関係等の展示販売 (飲食店は不可)

※利用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。

4 応募者の参加資格

個人、法人を問わず応募できますが、次のいずれにも該当する方に限ります。

- (1) 潮彩市場の設置目的を理解し、管理運営に協力できること
- (2) 上記「3 募集区画、利用目的等」の利用目的に記載の商品の販売ができること
- (3) 経営状況が健全で、店舗を安定的に維持できること
- (4) 店舗運営に必要な冷蔵陳列台等の設備を準備し、かつ、設置工事等ができること
- (5) 応募者は次の事項に該当していない者であること
 - ①国税及び地方税の滞納をしている者
(市税等の滞納が無いことがわかる、直近の納税証明書を提出すること)
 - ②過去3年間に食品衛生法関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号から第4号まで又は第6号に該当する者

5 利用条件

(1) 利用料

上記「3 募集区画、利用目的等」のとおりです。

※防府市水産総合交流施設設置及び管理条例（以下、「条例」といいます。）別表第一に基づいた金額です。

基本金額については前納とし、加算金額については当月分を翌月の25日までに納付してください（防府市水産総合交流施設設置及び管理条例第11条第2項）。

(2) 光熱水費等の負担

営業に係る次の利用料は、出店者（施設利用者）の負担とします。

- ①電気料金（専用のメーターによる）
- ②水道料金（専用のメーターによる）

(3) 利用期間

- ①利用期間は、出店者と協議の上決定します（最長、利用年度の3月31日まで）。
- ②利用期間を更新する場合は、利用期間満了の1か月前までに組合に対して利用申請書を提出し、許可を受けてください。

※出店者は、利用を継続する場合は利用期間満了の1か月前までに、利用を継続しない場合は利用期間満了の3か月前までに組合に申し出ることとします。

※組合は、利用期間の継続を認めない意思があるときは、利用期間の満了する前6か月以前に出店者に通知するものとします。

(4) 原状回復

出店者は、その利用を終えたとき、又は利用許可の取消し等をされたときは、出店者の負担により、利用した施設、設備、備品等を原状に回復してください。

(5) その他共通事項

- ①出店者は潮彩市場内のトイレを利用することができます。
- ②潮彩市場内の館内はすべて禁煙です。館外の所定の場所で喫煙してください。
- ③組合の施設利用規約に同意していただきます。
- ④その他本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、指定管理者及び出店者の協議により定めることとします。

6 営業条件

(1) 営業日等

①営業日は、潮彩市場の開館日に合わせるものとします。ただし、やむを得ない事情により臨時に営業を休止する時は、1週間前までに組合の承諾を得るものとします。

※潮彩市場（エントランスホールを除く）の休館日は、水曜日（水曜日のうち、年間カレンダーで開館になっている水曜日は除く）と1月1日から1月4日までの日です。

②営業可能時間は、午前9時から午後6時までとします。

(2) 営業手続

食品衛生等諸官庁への営業に関する手続は、出店者が行ってください。

(3) 販売品目及び価格

潮彩市場来館者のニーズに合った商品を適正な価格で提供してください。

(4) 安全・衛生・清掃

食品衛生法その他の関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従い営業してください。

※以下に掲げる作業については、組合で実施します。

①消防設備・電気設備定期点検（年2回実施）

②潮彩市場内の殺虫作業（年12回実施）

(5) 営業の中止

営業を中止する場合は、営業停止予定日の3ヶ月前までに、その旨の届出書を提出してください。

7 募集期間

令和3年4月1日から随時募集します。ただし、潮彩市場休館日（水曜日）は除きます。受付時間は、午前9時から午後6時までです。

8 応募方法

(1) 提出書類

①営業申込書（様式第1号）

②営業企画書（様式第2号）

③営業許可書の写し（現在、営業許可を取得済みの場合）

④所得税、市民税の納税証明書（個人の場合）

⑤法人税、法人市民税の納税証明書（法人の場合）

⑥定款の写し及び会社登記簿謄本（発行から3ヶ月以内）又は会社概要（法人の場合）

※様式第1号及び様式第2号は、組合ホームページからダウンロードできます。

URL <https://shiosai-hofu.com/>

(2) 提出先

〒747-0824 防府市新築地町2番地の3

山口県漁業協同組合吉佐支店 道の駅潮彩市場防府事務局 (潮彩市場防府2階)

(3) その他

- ①提出期限後の書類の追加及び修正は認めません。また、提出書類は返却しません。
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した時は、失格とします。
- ③営業企画書の内容等が潮彩市場の設置目的に沿わないと認められる場合、又は営業企画書に基づく営業が確実でないと組合が判断した時は、出店差を選定しないことがあります。

9 現地説明会

要望により期日を設定し実施します。

10 選定方法及び選定結果の発表

- (1) 書類審査及び面接により選定を行います。
 - ※面接日時及び場所については、応募者に対して別途お知らせします。
- (2) 選定された応募者には、「選定通知書」により、選定されなかった応募者には「非選定通知書」により通知します。

11 問合せ先

〒747-0824 防府市新築地町2番地の3

山口県漁業協同組合吉佐支店 道の駅潮彩市場防府事務局 (潮彩市場防府2階)

電話 (0835) 28-2100 FAX (0835) 22-2621

URL <https://shiosai-hofu.com/>